

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市医事・衛生基本計画」に基づき、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に搬送等する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(4) 大会関連イベント等における医療救護

本市主催の大会関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車による搬送等費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

(3) 信州やまなみ全障スポにおける医療救護については、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会が主体となって実施する。